

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん(石綿等)排出等作業について、次のとおりお知らせします。

- 大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2の規定による事前調査結果の報告 (注:R4. 4. 1施行 解体80㎡以上、改修100万円以上)
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出
- 環境確保条例第124条第1項の規定による作業実施の届出
- 大田区特定粉じん等作業事務取扱要領第5条及び第6条の規定による作業計画の報告
- 労働安全衛生法第88条3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出
- 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出  
を行っております。

建築物等の名称					届出先及び届出年月日				発注者または自主施工者								
	東	京	都	大	田	区	令	和	年	月	日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)  住所					
	大	田	労	働	基	準	令	和	年	月	日						
	調	査	終	了	年	月	令	和	年	月	日						
	看	板	表	示	日	日	令	和	年	月	日						
	解	体	等	工	事	期	令	和	年	月	日	～	令	和	年	月	日
	特	定	粉	じ	ん	排	令	和	年	月	日	～	令	和	年	月	日
				調査方法の概要(調査箇所)				元請業者(工事の施工者かつ調査者)									
【調査方法】								氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)  住所									
【調査箇所】																	
				調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類、判断根拠)				現場責任者氏名									
【石綿含有あり】								連絡場所電話									
【石綿含有なし】								石綿作業主任者				調査を行った者(分析等の実施者)					
				特定粉じん排出等作業の方法				氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者  分析を実施した者									
特定建築材料の処理方法				除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他													
排	機種・方式・設置数																
集	排気能力(m <sup>3</sup> /min)																
気	フィルタの種類・集じん効果(%)																
じ																	
装																	
ん																	
置																	
置																	
使用する資材及びその集じん効果								その他必要な事項									
その他の排出又は飛散の抑制方法																	
備考 : その他の条例等の届出年月日																	